

派遣元事業主から派遣先への通知（例）

- ※ 下線部は、改正法施行後（令和2年度）に追加された事項。
※ 部は、記載に関する注意事項であり、通知に記載する内容ではない。

- ① 労働者派遣契約に基づき次の者を派遣します。

(例A)

○○○○○ 女 45歳以上60歳未満

× × × × × 男 60歳未満

(例B)

○○○○ 女 【a 18歳未満（歳）⑤ 45歳以上60歳未満 c 60歳以上 d aからcまでの
いずれにも該当せず】

× × × × 男 【a 18歳未満（歳）b 45歳以上60歳未満 c 60歳以上 ④ aからcまでの
いずれにも該当せず】

- ② 社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無は次のとおりです。

健康保険 厚生年金保険 雇用保険

○○○○○ 有 有 有

× × × × 無（加入手続中） 無（加入手續中） 無（加入手續中）

（理由：現在、必要書類の準備中であり、今月の○日には届出予定）

- ③ 派遣労働者の雇用期間は次のとおりです。

○○○○○ 無期雇用

× × × × 有期雇用（6箇月契約）

- ④ 派遣労働者の協定対象派遣労働者であるか否かの別（待遇決定方式）は次のとおりです。

○○○○○ 協定対象派遣労働者（労使協定方式）

× × × × 協定対象派遣労働者（労使協定方式）

通知をした後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない（法第35条第2項）。